

2024年2月吉日

臨時総会の開催及び審議の御願い

PTA 会長 森 聖子

日頃よりPTA活動にご理解、ご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。
本年度も、皆様と共に歩むPTAとして、子ども達の笑顔と安心・安全を守る活動を各専門部、関係各所のご協力のもと取り組んでおります。

昨今、世界はコロナや紛争、災害と次々に大きな影響を受けております。
私たちの活動も、大きく変化する社会において、立ち止まり、熟考する時がきております。
これは、城北小学校に限ったことではありません。私たち役員もこれからのPTA活動のために何が
できるのかを、家庭や仕事の日々に追われながらも、たくさんの情報を整理してまいりました。
大きく変化していく社会の中だからこそ、私たちの活動は、お互いに支えあえるものでなければ、
きっと続いてはいかないでしょう。

PTA活動が、小さなお子さんの安全や、子ども達が安心して過ごすはずの家庭生活に、
影響するのではなく、
出来る事を出来る人が、出来る時に協力する優しい活動となるよう、書面にはなりますが、臨時総
会を開催致します。

会員の皆様もお忙しい中、大変恐縮ですが、下記の資料をご確認いただきたく、
お願い申し上げます。

記

[議案1]

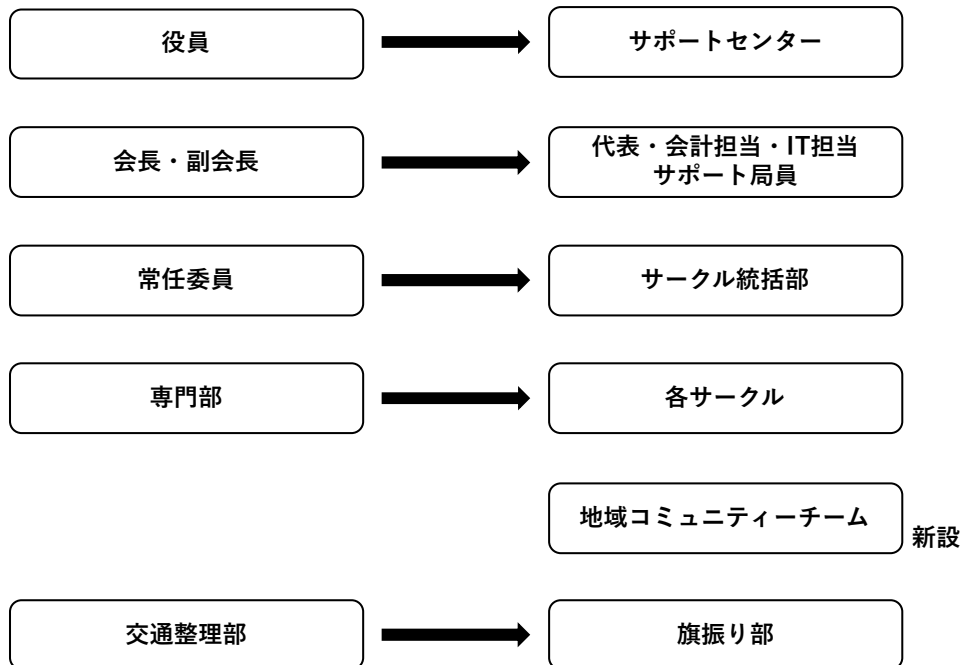
■ PTA 組織の各名称の変更

◎目的：PTA 改編に伴い、より現実の体制に近い、どのような背景のかたもわかりやすい名称に変更すること。

◎背景：
・会長、副会長などの名称が PTA への参加を躊躇させるとの指摘
・多様化する現代のなかで、どのような方も理解しやすい名称へ変更する
・PTA 組織の上部ではなく、組織を円滑に回すサポートをする機関として、より在り方に近い名称に変更する

◎見直し・改定内容：役員・常任委員・専門部のすべての名称変更

<名称変更図>



[議案 2]

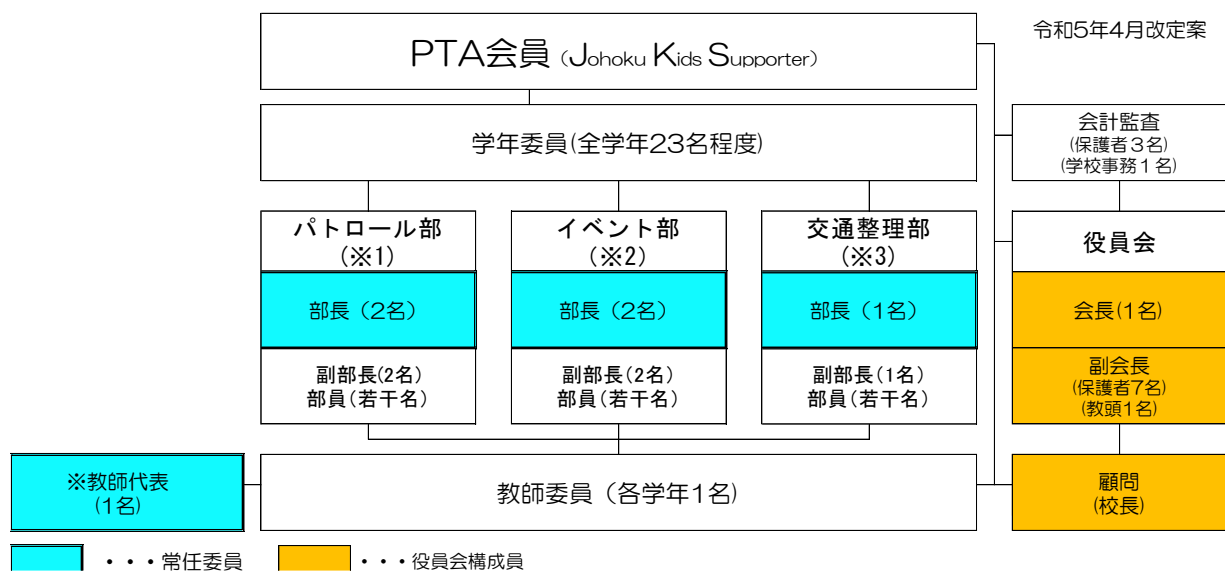
■ PTA 組織の見直し・規約改定の件

◎目的：PTA 入会が任意であることを明確にすること。

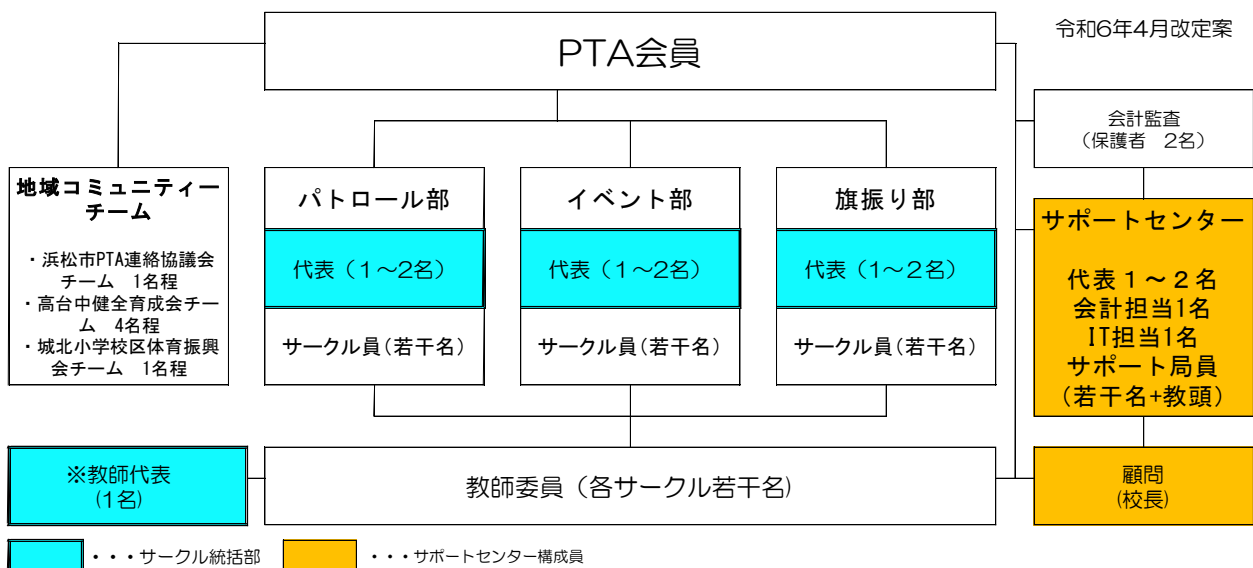
- ◎背景：
- ・令和 6 年度からの入会承諾書の発行
 - ・役員、専門部員など立候補制のみに変更
 - ・旗振り当番も手上げ方式へ変更
 - ・役員業務や各家庭の負担軽減

◎見直し・改定内容：現行の組織図から改定案の組織図へ移行
規約の変更内容については、5 ページ目以降に記載

<現行の組織図>



<組織と機能の改定案>



【議案 3】

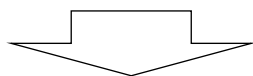
■ PTA 会費の見直し

◎目的：PTA 会員となるものは児童ではなく保護者である。会費は一保護者につき設定する。

◎背景：・昨年度から専門部を 3 部としたことで、予算を削減。

- ・浜松市 PTA 連絡協議会への保険・会費について、今までの一児童あたりから、一家庭あたりへの変更を確認。
- ・保護者の負担を軽減。
- ・子供たちへの還元を鑑みても、一家庭当たりの会費でも運営可能。
- ・現在は現金集金でお願いしているが、振込を利用する PTA が増えている。今後変更していくときに、困らない制度を制定。

◎改定内容：会員は会費として一児童・一律・年額 1,000 円の負担とする。但し、その金額は常任委員会において定め、総会の承認を得る。



会費は一家庭 1,000 円の負担とする。但し、手数料等が発生した場合はそれに含まない。

なお、上記に伴い、以下の規約を大幅改定します。

- ・ PTA 規約
- ・ PTA 専門部規約
- ・ PTA 役員等選任規約

浜松市立城北小学校 PTA 規約 (1/6)

現行規約	改定 (案)	備考
<p style="text-align: center;">第3章 方針</p> <p>第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。 2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。 3. 本会または本会役員の名で公私の選挙候補者を推薦しない。 4. 本会は学校の施設環境などの改善向上に協力し、直接学校の管理や教師の人事には干渉しない。 	<p style="text-align: center;">第3章 方針</p> <p>第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。 2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。 3. 本会または本会代表者の名で公私の選挙候補者を推薦しない。 4. 本会は学校の施設環境などの改善向上に協力し、直接学校の管理や教師の人事には干渉しない。 5. 本会の活動において、すべての児童は平等に扱われ、児童及びその保護者の属性によるあらゆる形態の差別をしてはならない。 	<p>(変更)</p> <p>(新設)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 会員</p> <p>第5条 本会の会員は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 城北小学校に在籍する児童の保護者。 2. 同校に在籍する教師。 	<p style="text-align: center;">第4章 会員</p> <p>第5条 本会の会員になることができる者は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 城北小学校に在籍し、入会届を提出し受理された児童の保護者またはそれに代わる者。 2. 同校に在籍し、入会届を提出し受理された教師。 	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
	<p>第6条 本会の入会および退会は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会の入会については、加入についての意思を毎年4月に電子処理を含む文書にて、確認することとする。 2. 会員は退会届の提出をもって、いつでも本会を退会できる。 	<p>(新設)</p>

浜松市立城北小学校 PTA 規約 (2/6)

現行規約	改定 (案)	備考
<p>第5章 役員及び委員</p> <p>第6条 本会に次の役員及び委員を置き、任期は2年とし再任を妨げない。但し、会長が必要と認めるときは、この限りではない。</p> <p>1. 役員</p> <p>(1) 会長 1名 (保護者)</p> <p>(2) 副会長 8名 (保護者7、教頭1)</p> <p>(3) 会計監査 4名 (保護者3、事務職員1)</p> <p>2. 委員</p> <p>(1) 常任委員 6名 (専門部長5・教師代表1) ※次年度からは人数変更あり</p> <p>(2) 委員 若干名 (学年委員・教師委員)</p> <p>(3) 推薦を受けた常任委員並びに委員は、旧年度の常任委員と委員とによる新旧引き継ぎ会議の後、総会の承認を受けるまでその実務を行うことを妨げない。</p> <p>3. 役員予定者及び役員予定者会議</p> <p>(1) 役員予定者とは第7条によって選出された者のことであり、役員予定者によって構成された役員会を役員予定者会議という。</p> <p>4. 前会長及び校長は顧問とする。また、その他必要に応じて校外顧問若干名を置くことができる。</p>	<p>第5章 サポートセンター</p> <p>第7条 サポートセンター</p> <p>1. 本会には次のサポートセンター員を置く。</p> <p>代表 1～2名程度</p> <p>会計担当 1名</p> <p>IT担当 1名</p> <p>センター局員 若干名 (内、教頭1名)</p> <p>2. サポートセンター員の任期は原則2年とし、再任をさまたげない。ただし連続の任期は4年を限度とする。</p> <p>3. サポートセンター員の任期は選任を受けた年度を単位とするが、引継ぎの期間は任期に含まない。</p> <p>4. 前代表 (旧会長) 及び校長は顧問とする。また、その他必要に応じて校外顧問若干名を置くことができる。</p> <p>5. サポートセンター員の選考方法については、これを別に定める。</p>	<p>(名称変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(第6条2(3)項より移設・変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(第7条2より移設・変更)</p>
<p>第7条 会長及び役員ならびに常任委員及び委員は本PTA会員であることを要し、総会において選任及び解任されるものとする。ただし、顧問たる前会長についてはこの限りではない。</p> <p>2. 会長及び役員ならびに常任委員及び委員の選考方法についてはこれを別に定める。</p>	<p>(変更内容については移設先にて記述)</p>	<p>(第7条、第11条に移設・変更)</p>
<p>第8条 役員及び委員が本会の体面を傷つけ、また、目的及び方針に反する行為を行った場合、総会の決議により役員及び委員を解任することができる。</p>	<p>(変更内容については移設先にて記述)</p>	<p>(第12条に移設・変更)</p>

浜松市立城北小学校 PTA 規約 (3/6)

現行規約	改定 (案)	備考
<p>第9条 役員及び委員の職務は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長は本会を代表し会務を統括する。 2. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代行する。 3. 常任委員は常任委員会の運営にあたり、且つ、緊急業務の遂行にあたる。 4. 委員は会員の意見を代表し、各種の企画並びに重要事項の審議にあたる。 5. 会計監査は、会計経理の監査を行い、必要に応じ監査報告を行う。 6. 書記担当副会長は、次の職務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総会及び常任委員会、委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。 (2) 記録・通信その他の書類を保管する。 (3) 会長の指示に従って会の事務を行う。 7. 会計担当副会長は、次の職務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会計は、総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。 (2) 年度末において、会計監査を経たのち、決算報告を行う。 (3) 本会の財産を管理する。 (4) 予算の立案について協力する。 	<p>第8条 サポートセンター員の職務は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代表は協力または分業して会務を統括する。 2. センター局員は代表を補佐し、代表に事故ある時はこれを代行する。 3. 会計担当は、次の職務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会計は、総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。 (2) 年度末において、会計監査を経たのち、決算報告を行う。 (3) 本会の財産を管理する。 (4) 予算の立案について協力する。 4. IT担当は、次の職務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総会及サークル統括部会、サポートセンター会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項の記録を管理する。 (2) 記録・通信その他の書類を保管する。 (3) 代表の指示に従って会の事務を行う。 (4) ICT関連の責任者とし、ホームページ、SNSなどの管理を行う。 5. 第6条のサポートセンター員が上記の人数を満たさなかった場合、PTA活動を休止できる。 また休止が2年間続いた場合は、総会の決議をもってPTAを解散することができる。 	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(第9条7より移設・変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第6条、1. (3)。第9条 5. より</p>	<p>第9条 会計監査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この会の経理を監査するために、2名程度の会計監査をおく。 2. 会計監査の任期は原則2年とし、再任をさまたげない。 3. 会計監査は、会計経理の監査を行い、必要に応じ監査報告を行う。 	<p>(移設、変更)</p>
	<p>第10条 地域コミュニティーチーム</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域コミュニティーとの連携を図るため、次のチームメンバーを置く 浜松市PTA連絡協議会チーム 1名程度 (当該年度の当番による) 高台健全育成会チーム 4名程度 城北小学校区体育振興会チーム 1名程度 2. 地域コミュニティーチームのメンバーの任期は原則1年とし、再任をさまたげない。 3. 地域コミュニティーチームのメンバーは、サポートセンター員との連携を図りながら、各団体の役員または委員等として活動を行う。 4. サポート局員は、必要に応じて地域コミュニティーチームメンバーを兼務することができる。 	<p>(新設)</p>

浜松市立城北小学校 PTA 規約 (4/6)

現行規約	改定 (案)	備考
<p>第7条 会長及び役員ならびに常任委員及び委員は本PTA会員であることを要し、総会において選任及び解任されるものとする。ただし、顧問たる前会長についてはこの限りではない。</p> <p>2. 会長及び役員ならびに常任委員及び委員の選考方法についてはこれを別に定める。</p>	<p>第11条 サポートセンター員は本PTA会員であることを要し、総会において選任及び解任されるものとする。ただし、顧問たる前代表(旧前会長)についてはこの限りではない。</p>	<p>(変更)</p> <p>第7条2. ⇒ 第7条5へ移設</p>
<p>第8条 役員及び委員が本会の対面を傷つけ、また、目的及び方針に反する行為を行った場合、総会の決議により役員及び委員を解任することができる。</p>	<p>第12条 サポートセンター員が本会の体面を傷つけ、また、目的及び方針に反する行為を行った場合、総会の決議によりサポートセンター員を解任することができる。</p>	<p>(変更)</p>
<p>第6章 専門部</p>	<p>第6章 サークル</p>	<p>(名称変更)</p>
<p>第10条 本会の事業を遂行するため次の専門部を置く。</p> <p>1 パトロール部 2 イベント部 3 交通整理部</p>	<p>第13条 本会の事業を遂行するため次のサークルを置く。ただし各サークルにおいて一定数の立候補者がいない場合は、そのサークルの活動を当年度に限り休止できる。</p> <p>1 パトロール部 2 イベント部 3 旗振り部</p>	<p>(変更)</p>
<p>第11条 専門部の組織は、別に定める規定による。</p>	<p>第14条 サークルの組織は、別に定める規定による。</p>	<p>(変更)</p>
<p>第7章 会議</p>	<p>第7章 会議</p>	<p>(2.3.4 名称変更、5~7 削除)</p>
<p>第12条 本会の会議は、次の通りとする。</p> <p>1 総会 2 常任委員会 3 役員会 4 専門部会 5 学年委員会 6 学級集会 7 学年集会</p>	<p>第15条 本会の会議は、次の通りとする。</p> <p>1 総会 2 サークル統括部会 3 サポートセンター会 4 各サークル会</p>	
<p>第13条 総会は会長が招集し、毎年度初めにすみやかに開催する。但し、会長が必要と認めるときは書面又は電子処理を用いた臨時総会を開くことができる。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出・白紙提出は賛成に含むものとする。</p>	<p>第16条 総会は代表が招集し、毎年度初めに速やかに開催する。但し、代表が必要と認めるときは書面又は電子処理を用いた総会または臨時総会を開くことができる。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出・白紙提出は賛成に含むものとする。</p>	<p>(変更)</p>
<p>第16条 総会の機能は次の通りとする。</p> <p>1. 規約の決定及び変更 2. 予算及び決算の審議 3. 活動計画の決定 4. そのほか必要と認めた事項</p>	<p>第17条 総会の機能は次の通りとする。</p> <p>1. 規約の決定及び変更 2. 予算及び決算の審議 3. 活動計画の決定 4. そのほか必要と認めた事項</p>	<p>(変更)</p>

浜松市立城北小学校 PTA 規約 (5/6)

現行規約	改定 (案)	備考
<p>第 15 条 常任委員会は会長・副会長・常任委員、及び必要に応じて役員経験者をもって構成し、学校休業中を除き原則月 1 回程度開催するものとする。ただし、その開催については役員会で協議し、その都度判断するものとする。その機能は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総会及び委員会に提出する議案の作成 2. 総会及び委員会で、議決された事項の処理 3. 翌年度会長及び副会長の承認 4. そのほか必要な事項 	<p>第 18 条 サークル統括部会はサポートセンター員、各サークル代表、及び学校代表によって構成し、必要に応じて開催するものとする。ただし、その開催についてはサポートセンター会で協議し、その都度判断するものとする。その機能は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総会及びサークル統括部に提出する議案の作成 2. 総会及びサークル統括部会で、議決された事項の処理 3. 翌年度サポートセンター員の承認 4. そのほか必要な事項 	(変更)
<p>第 16 条 役員会は会長・副会長・顧問、及び必要に応じて役員経験者をもって構成し、学校休業中を除き原則月 1 回開催するものとする。その機能は P T A 活動全般にわたり広く協議し、活動の方向性を決めるものとする。</p>	<p>第 19 条 サポートセンター会はサポートセンター員・顧問、及び必要に応じてサポートセンター経験者をもって構成し、必要に応じて開催するものとする。その機能は P T A 活動全般にわたり広く協議し、活動の方向性を決めるものとする。</p>	(変更)
<p>第 17 条 専門部会は総会及び常任委員会の計画に基づいて必要な活動を行う。専門部会は、正・副部長・各専門部員でそれぞれ構成し、各専門事項について企画立案し、常任委員会へ提出する。但し、緊急を要する事項については、会長の承認を得て執行することができる</p>	<p>第 20 条 サークル会は総会及びサークル統括部会の計画に基づいて必要な活動を行う。サークル会は、各サークル員でそれぞれ構成し、各専門事項について企画立案し、サークル統括部へ提出する。但し、緊急を要する事項については、代表の承認を得て執行することができる。</p>	(変更)
<p>第 18 条 役員並びに専門部が、学校と連携して学年に関する諸問題を取り扱う。</p>	<p>第 21 条 サポートセンター並びに各サークルが、学校と連携して学年に関する諸問題を取り扱う。</p>	(変更)
<p>第 19 条 クラス・学年集会は保護者と担任教師をもって構成し、クラス・学年単位の諸活動・諸問題を討議するために学年委員及び学年部長が主宰する。</p>	(学年委員廃止に伴い廃案)	(廃案)
<p>第 20 条 会議の議決は出席者の半数以上の賛成がなければならない。</p>	<p>第 22 条 会議の議決は出席者の半数以上の賛成がなければならない。</p>	(変更)
<p>第 8 章 会計</p>	<p>第 8 章 会計</p>	(変更)
<p>第 21 条 本会の経費は会費・その他の収入をもってこれに当てる。</p>	<p>第 23 条 本会の経費は会費・その他の収入をもってこれに当てる。</p>	
<p>第 22 条 会員は会費として一児童・一律・年額 1,000 円の負担とする。但し、その金額は常任委員会において定め、総会の承認を得る。</p>	<p>第 24 条 会費は一家庭年額 1,000 円の負担とする。但し、手数料等が発生した場合はそれに含まない。</p>	(変更)
<p>第 23 条 本会の資産は、第 2 条の目的達成のため以外には使用できない。資産の使用時は支払証明書に記入し、会計・副会長・会長・学校長の審査を必要とする。支払い可能か判断が難しい場合、役員間での協議又は、会計監査人を含めた協議にて判断する。</p>	<p>第 25 条 本会の資産は、第 2 条の目的達成のため以外には使用できない。資産の使用時は支払証明書に記入し、会計担当・代表の審査を必要とする。支払い可能か判断が難しい場合、サポートセンター内での協議又は、会計監査人を含めた協議にて判断する。</p>	(変更)

浜松市立城北小学校 PTA 規約 (6/6)

現行規約	改定 (案)	備考
第 24 条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行うものとする。	第 26 条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行うものとする。	(変更)
第 25 条 本会の予算編成は役員会において行い、総会の議決・承認を得なければならない。	第 27 条 本会の予算編成はサポートセンター会において行い、総会の議決・承認を得なければならない。	(変更)
第 26 条 本会の決算は会計監査を経て総会にはかり、承認を得なければならない。	第 28 条 本会の決算は会計監査を経て総会にはかり、承認を得なければならない。	(変更)
第 27 条 会計に関する書類の保管期間は 2 年とする。	第 29 条 会計に関する書類の保管期間は 2 年とする。	(変更)
第 28 条 納入された会費及び寄付金は、原則返還しない。 年度途中の転出及び退会においては、返金しない。 年度途中の転入及び入会においては、その年度の P T A 会費は集金しない。	第 30 条 納入された会費及び寄付金は、原則返還しない。 年度途中の転出及び退会においては、返金しない。 年度途中の転入及び入会においては、その年度の P T A 会費は集金しない。	(変更)
第 29 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。	第 31 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。	(変更)
第 9 章 補則	第 9 章 補則	(変更)
第 30 条 本規約の改正は常任委員会の審議を経て、総会の承認を経なければならない。	第 32 条 本規約の改正はサークル統括部会の審議を経て、総会の承認を経なければならない。	(変更)
第 31 条 本会に下記帳簿を置く。 1 役員名簿 2 会議記録簿 3 会計簿 4 その他必要と認めるもの	第 33 条 本会に下記帳簿を置く。 1 サポートセンター並びにサークル員名簿 2 会議記録簿 3 会計簿 4 P T A 入会者名簿 5 その他必要と認めるもの 帳簿で個人情報を取り扱う場合は、※個人情報取扱規則に準ずる。 ※個人情報取扱規則 ①個人情報の管理は、IT 担当者を中心にサポートセンター内で行う。 ②次の目的のために利用する。 (1) 名簿作成 (2) 会費請求、管理・運営の連絡 (3) 文書の送付 ③次の事項を取り扱うものとする。 (1) 氏名 (2) 電話番号、メールアドレス (3) 会員の子どもの氏名・学年・組・出席番号 ④個人情報は適切に管理し、一年毎または不要となった時は適正にかつ速やかに廃棄する。 ⑤収集した個人情報を、本人の同意を得ずに第三者に提供しない。	(変更) (新設)
第 32 条 会長は相互の親睦をはかり教養を高めるために同好会を置くことができる。	第 34 条 P T A 会員は相互の親睦をはかり教養を高めるために同好会を置くことができる。	(変更)

浜松市立城北小学校PTA各サークル規約

現行規約	改定(案)	備考
<p>第1条 専門部を次の3部門とし、それぞれの立場において活動する。</p> <p>1 パトロール部 2 イベント部 3 交通整理部</p>	<p>第1条 サークルを次の3部門とし、それぞれの立場において活動する。</p> <p>1 パトロール部 2 イベント部 3 旗振り部</p>	(名称変更)
<p>第2条 各部に部長1名、副部長1名以上及び部員若干名を置く。(当年度、部長以外の部員より翌年度の部長を選出する。)</p>	<p>第2条 各サークルにサークル員若干名(その中から代表1~2名)を置く。</p>	(変更)
<p>第3条 部員は学年委員及び担当教師とする。</p>	(学年委員廃止に伴い削除)	(廃案)
<p>第4条 各部の活動は、次の通りとする。</p> <p>1. パトロール部 (1) 校外生活全般にわたる指導(生活指導・交通安全指導) (2) 危険箇所の表示とパトロール</p> <p>2. イベント部 (1) 家庭・地域の教育力を高めるための研修 (2) 役員並びに会員の研修 (3) 会員相互の親睦を図るための企画 (4) 児童及び会員の知識向上を図る</p> <p>3. 交通整理部 (1) 交通整理当番を円滑に実施するために必要な準備、連絡調整 (2) 交通整理ボランティアに関する活動</p>	<p>第4条 各部の活動は、次の通りとする。</p> <p>1. パトロール部 (1) 校外生活全般にわたる指導(生活指導・交通安全指導) (2) 危険箇所の表示とパトロール</p> <p>2. イベント部 (1) 家庭・地域の教育力を高めるための研修 (2) 役員並びに会員の研修 (3) 会員相互の親睦を図るための企画 (4) 児童及び会員の知識向上を図る</p> <p>3. 旗振り部 (1) 旗振り当番を円滑に実施するために必要な準備、連絡調整 (2) 旗振りボランティアに関する活動</p>	(変更)
<p>付 記</p> <p>役員並びに上記専門部においての活動は、次の通りとする。</p> <p>(1) 城北キッズサポーター活動の連絡調整 (2) 各学年に関する諸問題について改善方法の協議 (3) PTA活動に関する広報</p>	<p>付 記</p> <p>サポートセンター並びに上記各サークルにおいての活動は、次の通りとする。</p> <p>(1) 各学年に関する諸問題について改善方法の協議 (2) PTA活動に関する広報</p>	(変更) ((1) 削除)
<p>第5条 本規約の改正は役員会、常任委員会の審議を経て、常任委員会の承認を受け決定する。</p>	<p>第5条 本規約の改正はサポートセンター会、サークル統括部会の審議を経て、サークル統括部会の承認を受け決定する。</p>	(変更)

浜松市立城北小学校PTAサポートセンター員等選任規約（1/2）

現行規約	改定（案）	備考
第1条 規約第7条2項の規定に基づき役員等の選任について定める。	第1条 規約第6条5項の規定に基づきサポートセンター員等の選任について定める。	(変更)
第2条 会長及び副会長の選出は、次の方法による。 1. 会長は立候補並びに役員選考会によって選出された副会長候補の互選により選出し、総会の承認を得る。 (1) 役員選考に際し立候補を優先とする。 (2) 立候補者が所定の人数に満たない場合は、各地区の会員数等を考慮して選出人数を決定し、役員選考会を開催する。なお、当該年度の各地区の選出人数は役員選考委員会で決定し、常任委員会の承認を得る。 (3) 会長は原則として各地区持ち回りとする。 (4) 会長は教師を除く副会長候補から選出されるものとする。 2. 役員任期は原則として2年とし再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は1年ごととする。	第2条 代表及び副代表、サポートセンター員の選出は、次の方法による。 1. 代表は立候補、またはサポートセンター員の互選により選出し、総会の承認を得る。 (1) サポートセンター員の選考は立候補のみとする。	(変更) (2)～ (4) (廃案) 第7条2. と重複につき(削除)
第3条 立候補者が所定の人数に満たず、役員選考会を開催する場合は、開催時点で4年生の児童がいる会員を対象に選考を行うものとする。開催時期及び人数は役員選考委員会で決定し、速やかに対象者に連絡するものとする。	(選考会廃止のため、削除)	(廃案)
第4条 顧問は前会長及び校長が就任し総会にて報告する。前会長については例外として会員資格に関わらず就任することができる。	第3条 顧問は前代表及び校長が就任し総会にて報告する。前代表については例外として会員資格に関わらず就任することができる。	(変更)
第5条 校外顧問は役員選考委員会の推薦により会長が委嘱し、総会にて報告する。	第4条 校外顧問はサポートセンター員選考委員会の推薦により代表が委嘱し、総会にて報告する。	(変更)
第6条 会計監査は、常任委員を経験した会員の中から役員等の推薦等により選出し、常任委員会及び総会の承認を得るものとする。なお、会計監査の任期は規約第2条に基づき2年とする。	第5条 会計監査は、立候補またはサークル統括部を経験した会員の中からサポートセンター員等の推薦等により選出し、サークル統括部会及び総会の承認を得るものとする。	(変更) 会計監査の任期は規約第9条に記載
	第6条 地域コミュニティーチームメンバーの選出は、次の方法による。 1. 各チームメンバーは立候補により選出する。 2. 地域コミュニティーチームのメンバーの選出は、地域との円滑なコミュニケーションのため、前年度末にPTA入会予定者の中から選出できる。	(新設)

浜松市立城北小学校PTAサポートセンター員等選任規約 (2/2)

現行規約	改定 (案)	備考
<p>第7条 常任委員及び委員の選出は、次の方法による</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学年委員は専門部長となることが内定している者を含める。 2. 専門部長は専門部員の中から互選により選出する。(当年度、部長以外の部員より翌年度の部長を選出する。) 3. 教師委員は教師の中から選出し、学年毎に1名とする。 4. 選考された常任委員は総会において承認を得るものとする。 5. 常任委員及び委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。 	<p>第7条 サークル員の選出は、次の方法による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各サークル代表はサークル員の中から立候補または互選により選出する。 2. 教師委員は教師の中から選出し、サークル毎に若干名とする。 3. 選考されたサークル統括部員は総会において承認を得るものとする。 4. サークル統括部員またはサークル員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。 	(変更)
第8条、第9条	立候補制のため、削除	(廃案)
<p>第10条 会長及び副会長の選出に際し、次の各号に該当するものは選考対象から除外する。ただし、立候補についてはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長経験者 2. 副会長経験者 3. 会計監査の任期満了後5年間 4. 常任委員を経て、城北小PTAの委託により浜松市PTA連絡協議会の役員または委員等に就任し、その任期満了後5年間 	<p>第8条 サポートセンター員の選出に際し、次の各号に該当するものは選考対象から除外する。ただし、立候補についてはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サポートセンター員(旧会長・副会長)経験者 2. 会計監査の任期満了後5年間 3. 城北小PTAの委託により地域コミュニティーチームとして浜松市PTA連絡協議会の役員または委員等に就任し、その任期満了後5年間 	(変更)
<p>第11条 学年委員の選出に際し、次の各号に該当するものは選考対象から除外する。ただし、立候補についてはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長経験者 2. 副会長経験者 3. 会計監査経験者 4. 常任委員を経て、城北小PTAの委託により浜松市PTA連絡協議会の役員または委員等を経験した者 5. 常任委員の任期満了後5年間 	<p>第9条 サークル員の選出に際し、次の各号に該当するものは選考対象から除外する。ただし、立候補についてはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サポートセンター員(旧会長・副会長)経験者 2. 会計監査経験者 3. 城北小PTAの委託により地域コミュニティーチームとして浜松市PTA連絡協議会の役員または委員等を経験した者 4. サークル統括部会(旧常任委員)の任期満了後5年間 	(変更)
<p>第12条 城北キッズサポーター活動の選考対象学年は、学年委員選考対象学年とする。ただし、選考対象学年が1年の場合で複数の児童がいる会員は年長の児童のいる学年を選考対象とする。</p>	立候補制のため、削除	(廃案)
<p>第13条 本規約の改正は役員会、常任委員会の審議を経て常任委員会の承認を受け決定する。</p>	<p>第10条 本規約の改正はサポートセンター会、サークル統括部会の審議を経てサークル統括部会の承認を受け決定する。</p>	(変更)

以上